

## 現行計画と計画（改定案）の新旧対照表

下線：新たな内容の追加、時点修正等

現行計画	計画（改定案）
<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>1. 計画策定の趣旨</b></p> <p>富山県の海岸は、3,000m級の立山連峰を背景に、西に能登半島が張り出し富山湾を形成しています。四季の表情豊かな自然環境にも恵まれ、蜃気楼や埋没林、海底林が見られる「不思議、神秘の海」、ブリやホタルイカに代表される「天然のいけす、豊穣の海」、海越しに立山連峰が望める「眺望の海」として大変魅力的な海岸です。</p> <p>しかし、こうした富山県の海岸を含む国内の魅力的な海岸の多くには、漂着物が押し寄せており、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、生態系を含む海岸の環境の悪化、防護や環境浄化などの海岸機能の低下、漁業への被害などの深刻な問題が発生しています。</p> <p>こうしたなか、本県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）や国の定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成23年3月に「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国、県、海岸管理者等（海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者などをいう。以下同じ。）、市町村、民間団体、地域住民など多様な主体の役割分担と連携のもと、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策、普及啓発等を推進してきました。平成25年度には、河口部で漂着物が多く見られる小矢部川流域をモデルとして、海岸漂着物対策推進協議会のもと、流域の行政、関係団体で構成する小矢部川流域部会を設置し、情報の共有を図るとともに、海岸漂着物の発生抑制に向けた行動計画「アクションプラン」を策定し、流域全体で連携した取組みを開始しました。</p> <p>その後、平成26年10月の富山湾の「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟などを機に、平成28年3月に地域計画を改定し、海岸地域だけでなく上流を含めた流域全体の県民、関係団体、行政等が一体となった発生抑制対策に取り組んできました。その結果、下流・沿岸域に加え、上流域での海岸保全意識の浸透や、個人や団体、事業者等の自主的な清掃美化活動の活性化など、一定の成果も見られているところですが、河口域などにおいては、現在においても、大量の海岸漂着物が繰り返し漂着しているなどの課題があります。</p> <p>国際的には、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減すること」が持続可能な開発目標（SDGs）のターゲットの一つとして掲げられるとともに、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について、関心が高まっています。平成28年1月には、世界経済フォーラム報告書において、「2050年までに、海洋中に存在するプラスチックの量（重量換算）は、魚の量を超過する」との予測が発表されました。また、同年5月に開催されたG7富山環境大臣会合では海洋ごみ対策も議論され、同月の「2016北東アジア自治体環境専門家会合inとやま」では、今後の国際環境協力の取組みとして、海岸漂着物の調査継続等を確認した「2016とやま宣言」が採択されました。さらに、令和元年6月のG20のG7広島サミットでは、令和元年6月のG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」</p>	<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>1. 計画策定の趣旨</b></p> <p>富山県の海岸は、3,000m級の立山連峰を背景に、西に能登半島が張り出し富山湾を形成しています。四季の表情豊かな自然環境にも恵まれ、蜃気楼や埋没林、海底林が見られる「不思議、神秘の海」、ブリやホタルイカに代表される「天然のいけす、豊穣の海」、海越しに立山連峰が望める「眺望の海」として大変魅力的な海岸です。</p> <p>しかし、こうした富山県の海岸を含む国内の魅力的な海岸の多くには、漂着物が押し寄せており、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失、生態系を含む海岸の環境の悪化、防護や環境浄化などの海岸機能の低下、漁業への被害などの深刻な問題が発生しています。</p> <p>こうしたなか、本県では、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）や国の定める「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成23年3月に「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定し、国、県、海岸管理者等（海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者などをいう。以下同じ。）、市町村、民間団体、地域住民など多様な主体の役割分担と連携のもと、海岸漂着物の回収・処理や発生抑制対策、普及啓発等を推進してきました。平成25年度には、河口部で漂着物が多く見られる小矢部川流域をモデルとして、海岸漂着物対策推進協議会のもと、流域の行政、関係団体で構成する小矢部川流域部会を設置し、情報の共有を図るとともに、海岸漂着物の発生抑制に向けた行動計画「アクションプラン」を策定し、流域全体で連携した取組みを開始しました。平成28年3月の地域計画改定後には、海岸地域に限らず上流域を含む流域全体での取組みを推進し、県民や事業者の意識向上や自主的な清掃活動の拡大といった成果が見られるようになりました。また、令和3年3月の地域計画改定では①プラスチックの流出抑制、②漁業者と連携した漂流ごみ回収・処理体制の構築、③環境教育・消費者教育の推進が新たに盛り込まれました。</p> <p>しかしながら、県内の海岸では依然として多くの漂着ごみが確認されています。また、県内の漂着物の多くが県内由来であるという正しい認識を持つ県民は約4割にとどまっており、認知度の向上が大きな課題です。また、上流域での清掃活動への参加者や団体数は十分ではなく、県全体での一体的な取組みの強化が求められています。</p> <p>国際的には、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で、「2025年までに陸上活動による汚染を含む海洋ごみの大削減がSDGsのターゲットに位置づけられるとともに、海洋に流出する廃プラスチック類（以下「海洋プラスチックごみ」という。）や微細なプラスチック類であるマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について、関心が高まっています。平成28年1月には、世界経済フォーラム報告書において、「2050年までに、海洋中に存在するプラスチックの量（重量換算）は、魚の量を超過する」との予測が発表されました。また、同年5月に開催されたG7富山環境大臣会合では海洋ごみ対策も議論され、同月の「2016北東アジア自治体環境専門家会合inとやま」では、今後の国際環境協力の取組みとして、海岸漂着物の調査継続等を確認した「2016とやま宣言」が採択されました。さらに、令和5年5月のG7広島サミットでは、令和元年6月のG20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」</p>

大阪サミットでは、「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減すること」を目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されたところです。

国においては、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され（※）、海岸漂着物に加えて、沿岸海域の漂流ごみや海底ごみ（以下「漂流ごみ等」という。）についても円滑な処理の推進を図ること、マイクロプラスチック等の海域への排出を抑制すること等が盛り込まれるとともに、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されるなど、海洋プラスチックごみに対する取組みは一層加速しています。

このような状況を踏まえ、海岸漂着物等（「海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ並びに漂流ごみ等」をいう。以下同じ。）の円滑な回収・処理の推進、環境教育や普及啓発等の発生抑制対策、海洋プラスチックごみ対策を一層推進するため、地域計画を改定し、今後とも国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者などが一体となって、富山県の海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に努めます。

※ 法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改められました。

## 2. 計画の位置づけ

この計画の位置付けは、以下のとおりです。

- 富山県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。
- 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び基本方針に基づき定める計画です。
- 「富山県廃棄物処理計画」や「富山県海岸保全基本計画」など、関連する各種計画と整合を図った計画です。
- 国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者など関係者が一体となって取り組むための計画です。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は概ね5年間とし、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況、海岸漂着物処理推進法その他の改正等に応じて計画の変更を検討し、必要があると認める場合には、速やかに計画の見直しを行うものとします。

ン」の目標を10年前倒しする形で、海洋プラスチックごみによる追加的な汚染を2040年までにゼロにする目標が確認されたところです。

国内では、平成30年6月に海岸漂着物処理推進法が改正され（※）、海岸漂着物に加えて、沿岸海域の漂流ごみや海底ごみ（以下「漂流ごみ等」という。）についても円滑な処理の推進を図ること、マイクロプラスチック等の海域への排出を抑制すること等が盛り込まれるとともに、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。さらに、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、プラスチック製品の設計、製造、販売、排出、リサイクルといった全段階において、「3R+Renewable」の原則に基づいた資源循環を促進することが定められるなど、海洋プラスチックごみに対する取組みは一層加速しています。

このような状況を踏まえ、海岸漂着物等（「海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみ並びに漂流ごみ等」をいう。以下同じ。）の円滑な回収・処理の推進、環境教育や普及啓発等の発生抑制対策、海洋プラスチックごみ対策を一層推進するため、地域計画を改定し、今後とも国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者などが一体となって、富山県の海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に努めます。

※ 法律名が「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改められました。

## 2. 計画の位置づけ

この計画の位置付けは、以下のとおりです。

- 富山県における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。
- 海岸漂着物処理推進法第14条第1項の規定及び基本方針に基づき定める計画です。
- 「富山県廃棄物処理計画」や「富山県海岸保全基本計画」など、関連する各種計画と整合を図った計画です。
- 国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体、上流・下流の幅広い地域の住民、事業者など関係者が一体となって取り組むための計画です。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は概ね5年間とし、海岸や地域の状況の変化や計画の実施状況、海岸漂着物処理推進法その他の改正等に応じて計画の変更を検討し、必要があると認める場合には、速やかに計画の見直しを行うものとします。

現行計画	計画（改定案）
<p><b>第2章 海岸漂着物の現状と課題</b></p> <p><b>1. 富山県の海岸特性</b></p> <p>富山県の海岸は、総延長が147.4kmであり、美しい景観、貴重な自然環境が維持されている一方、海岸保全施設の整備や港湾・漁港の発展による人工的な海岸が多いことが特徴です。また、観光資源や観光施設なども数多く存在しており、地域住民からレジャー客・観光客まで、多くの人々が様々な形で海岸を利用することによってその恩恵を受けています。</p> <p><b>(1) 自然的特性</b></p> <p>富山湾は、西部の能登半島から東に向かって南に大きく湾曲して形成し、立山連峰をはじめとした標高3,000m級の北アルプスから一気に水深1,000mの海底に到達する急峻さは、世界的にも類を見ないダイナミックな地形を形成しています。この「高低差4,000m」の地形の海底には、「藍瓶（あいがめ）」と呼ばれる海底谷が多数発達しており、谷に挟まれた海脚や狭小な大陸棚が存在しています。また、富山湾は北東に開いた湾であることから、北北東～東北東の強風時には沿岸域に高波浪が押し寄せます。この複雑な地形と富山湾特有の「寄り回り波」や冬期風浪などの海象条件があいまって、全国でも有数の浸食海岸となっています。</p> <p>一般的に海岸漂着物は、海上を吹く風の影響を受けつつ、海流によって運ばれると考えられています。富山湾の沖には対馬暖流が流れ、この分流が富山県付近の沿岸に向かって流入しています。また、水深構造をみると、表層には黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川などの多くの河川等の影響を受けた塩分の低い「沿岸表層水」、その下層から水深200～300m付近には「対馬暖流系水」、さらに水深300m以深には低温の「海洋深層水（日本海固有水）」が存在しており、湾内の海水流動はこの3層の動向によって季節ごとに複雑に変化しています。</p> <p>富山県沿岸には、日本の渚・百選に選ばれた「雨晴海岸・松田江の長浜」、「宮崎・境海岸」、おくのほそ道の風景地として国に名勝指定された「有磯海」、日本の白砂青松100選に選ばれた「古志の松原」、「松田江の長浜」、日本の夕陽百選に選ばれた「生地海岸」、日本風景街道に登録された「しんきろうロード」など、富山ならではの自然や風景を楽しめる海岸が多く存在します。</p> <p>また、沿岸域の貴重な自然環境を保護するため、朝日県立自然公園、能登半島国定公園などの自然保護地域が指定されています。さらには、海越しに立山連峰を望む美しい景観や、海や森を守る県民総ぐるみの取組等が評価され、富山湾は平成26年10月に「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認されました。</p> <p><b>図2-1 富山湾の海洋構造のイメージ</b>  <b>図2-2 各季節における富山湾の平均的な流動状況</b></p> <p><b>(2) 社会的特性</b></p> <p>富山湾は、複雑な海底地形に加え、対馬暖流系水と海洋深層水（日本海固有水）がごく沿岸まで接近する好漁場としての条件が揃っているため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達し、沿岸域には16漁港が整備されています。</p> <p>また、古くから海上交通と交易の要衝として栄え、沿岸の工業の集積の中心となる「伏木富山港」は、日本海側の総合的拠点港に選定されたほか、「国際海上コンテナ」、「国際フェリー・国際RORO船」及び「外航クルーズ（背後観光地クルーズ）」の機能別拠点港に選定されるなど、日本海沿岸を代表する港湾となっています。</p>	<p><b>第2章 海岸漂着物の現状と課題</b></p> <p><b>1. 富山県の海岸特性</b></p> <p>富山県の海岸は、総延長が147.4kmであり、美しい景観、貴重な自然環境が維持されている一方、海岸保全施設の整備や港湾・漁港の発展による人工的な海岸が多いことが特徴です。また、観光資源や観光施設なども数多く存在しており、地域住民からレジャー客・観光客まで、多くの人々が様々な形で海岸を利用することによってその恩恵を受けています。</p> <p><b>(1) 自然的特性</b></p> <p>富山湾は、西部の能登半島から東に向かって南に大きく湾曲して形成し、立山連峰をはじめとした標高3,000m級の北アルプスから一気に水深1,000mの海底に到達する急峻さは、世界的にも類を見ないダイナミックな地形を形成しています。この「高低差4,000m」の地形の海底には、「藍瓶（あいがめ）」と呼ばれる海底谷が多数発達しており、谷に挟まれた海脚や狭小な大陸棚が存在しています。また、富山湾は北東に開いた湾であることから、北北東～東北東の強風時には沿岸域に高波浪が押し寄せます。この複雑な地形と富山湾特有の「寄り回り波」や冬期風浪などの海象条件があいまって、全国でも有数の浸食海岸となっています。</p> <p>一般的に海岸漂着物は、海上を吹く風の影響を受けつつ、海流によって運ばれると考えられています。富山湾の沖には対馬暖流が流れ、この分流が富山県付近の沿岸に向かって流入しています。また、水深構造をみると、表層には黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川などの多くの河川等の影響を受けた塩分の低い「沿岸表層水」、その下層から水深200～300m付近には「対馬暖流系水」、さらに水深300m以深には低温の「海洋深層水（日本海固有水）」が存在しており、湾内の海水流動はこの3層の動向によって季節ごとに複雑に変化しています。</p> <p>富山県沿岸には、日本の渚・百選に選ばれた「雨晴海岸・松田江の長浜」、「宮崎・境海岸」、おくのほそ道の風景地として国に名勝指定された「有磯海」、日本の白砂青松100選に選ばれた「古志の松原」、「松田江の長浜」、日本の夕陽百選に選ばれた「生地海岸」、日本風景街道に登録された「しんきろうロード」など、富山ならではの自然や風景を楽しめる海岸が多く存在します。</p> <p>また、沿岸域の貴重な自然環境を保護するため、朝日県立自然公園、能登半島国定公園などの自然保護地域が指定されています。さらには、海越しに立山連峰を望む美しい景観や、海や森を守る県民総ぐるみの取組等が評価され、富山湾は平成26年10月に「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟が承認されました。</p> <p><b>図2-1 富山湾の海洋構造のイメージ</b>  <b>図2-2 各季節における富山湾の平均的な流動状況</b></p> <p><b>(2) 社会的特性</b></p> <p>富山湾は、複雑な海底地形に加え、対馬暖流系水と海洋深層水（日本海固有水）がごく沿岸まで接近する好漁場としての条件が揃っているため、古くから定置網漁業を中心とした沿岸漁業が発達し、沿岸域には16漁港が整備されています。</p> <p>また、古くから海上交通と交易の要衝として栄え、沿岸の工業の集積の中心となる「伏木富山港」は、日本海側の総合的拠点港に選定されたほか、「国際海上コンテナ」、「国際フェリー・国際RORO船」及び「外航クルーズ（背後観光地クルーズ）」の機能別拠点港に選定されるなど、日本海沿岸を代表する港湾となっています。</p>

す。

さらに、沿岸域には海水浴場やキャンプ場のほか、海浜公園・植物園や海王丸パーク、富山湾の眺望を楽しめる富山湾岸サイクリングコースなどが整備され、多くの人々が集い憩う場が整備されています。

平成26年10月には、富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟し、これを受け、沿岸市町や民間団体においては、イベント開催や清掃活動、フォトトライアや大学での講座開設など、富山湾を活用した取組みが活発に行われています。こうしたなか、加盟から5周年となる節目の令和元年10月に、日本初となる「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会が本県で開催され、テーマ「未来への展望～沿岸域の持続可能な発展のための環境保全～」について、参加者のワールドカフェにより議論され、その成果の骨子が「富山宣言」として採択され、世界に向けて発信されました。

そのほか、富山県は、「世界で最も美しい富山湾」を含む、美しい山と海の豊かな水の恵みを活かして持続的な経済発展を実現する県、「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」が確立した「環境・エネルギー先端県とやま」として、令和元年7月にSDGs未来都市に選定されており、SDGs達成の観点からも、積極的な取組みを進めています。

こうしたSDGsへの取組みは、市町村においても活発化しており、海洋汚染の防止や海の豊かさを守るための取組みが始まっています。平成30年6月にSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を受けた富山市では、平成31年3月に（公財）日本財団と「海洋ごみ対策にかかる連携協力協定」を締結し、河川等への「網場」の設置や啓発サインを使ったPR等、海洋ごみ対策のモデル構築に向けた共同事業を実施しています。また、令和元年7月に、同じくSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を受けた南砺市では、海岸漂着物が山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生することを上流域の住民に周知し発生抑制対策につなげるため、河川ごみの漂流経路調査等に取り組み、その内容を環境教育の教材として活用しています。

す。これに加え、令和6年には「伏木富山港港湾脱炭素化推進計画」が策定されるなど、近年の環境意識の高まりを受け、港湾機能の高度化と並行して脱炭素化への取組みが進められています。

さらに、沿岸域には海水浴場やキャンプ場のほか、海浜公園・植物園や海王丸パーク、富山湾の眺望を楽しめる富山湾岸サイクリングコースなどが整備され、多くの人々が集い憩う場が整備されています。

平成26年10月には、富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟し、これを受け、沿岸市町や民間団体においては、イベント開催や清掃活動、フォトトライアや大学での講座開設など、富山湾を活用した取組みが活発に行われています。こうしたなか、加盟から10周年を迎えた令和6年には、記念行事としてヨットレースや海への感謝を込めた海岸清掃が行われたほか、海に親しむシンポジウムが開催され、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）議長による基調講演も行われました。これらを通じ、富山湾が国際的に評価される景観や環境を今後も守り、広く発信していくことの重要性を改めて認識する機会となりました。

そのほか、富山県は「富山物質循環フレームワーク」の実現に向けた「とやまモデル」が確立した「環境・エネルギー先端県とやま」として、令和元年7月にSDGs未来都市に選定されたほか、令和7年3月には「サーキュラーエコノミー推進ロードマップ」を策定し、資源循環を軸に、経済の持続的な発展とウェルビーイング社会の実現を両立させる取組みを進めています。

こうした取組みは市町村にも広がっており、海洋汚染の防止や海の豊かさを守るための取組みが行われています。平成30年6月にSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を受けた富山市では、平成31年3月に（公財）日本財団と「海洋ごみ対策にかかる連携協力協定」を締結し、河川等への「網場」の設置や啓発サインを使ったPR等、海洋ごみ対策のモデル構築に向けた共同事業を実施しています。また、令和元年7月に、同じくSDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定を受けた南砺市では、海岸漂着物が山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生することを上流域の住民に周知し発生抑制対策につなげるため、河川ごみの漂流経路調査等に取り組み、その内容を環境教育の教材として活用しています。このほか、令和5年11月に「脱炭素先行地域」に選定された高岡市では、地域経済循環・サーキュラーエコノミーの構築に向けた取組みの一環として、市街地に資源回収箱「ECO BASE」を設置するなど、それぞれの地域で特色ある取組みを展開しています。

## 2. 海岸漂着物等の状況等

### （1）海岸漂着物の量と質

富山県の海岸では、地域によって海岸漂着物の量や質に違いはあるものの、依然としてほぼ全域でその存在が確認されています。

環境省によれば、平成25年度から29年度に全国で回収された海岸漂着物の量は、約3万3千～5万5千トン／年で、そのうち富山県内での回収量は、407～1,453 トン／年とされています。（表2-1参照）

また、毎年全国10地点程度を選定して行っている「漂着ごみ実態把握調査」において、人工物について品目ごとに集計した場合、特に、「ボトルのキャップ、ふた」や「プラスチックロープ・ひも」の個数が多かった、と報告されています。（表2-2参照）

表2-1 海岸漂着物の回収量の推移

表2-2 漂着ごみ実態把握調査の結果

（出典：海洋ごみ実態調査（平成22～令和元年度）のとりまとめについて（環境省））

県においても、平成21年度から県内全域の海岸を対象に、継続的に海岸漂着物の状況調査を実施しています。

## 2. 海岸漂着物等の状況等

### （1）海岸漂着物等の量と質

富山県の海岸では、地域によって海岸漂着物の量や質に違いはあるものの、依然としてほぼ全域でその存在が確認されています。

環境省によれば、令和元年度から5年度に全国で回収された海岸漂着物の量は、約2万7千～5万4千トン／年で、そのうち富山県内での回収量は、248～968 トン／年とされています。（表2-1参照）

漂着ごみの組成調査については、令和元年度まで環境省主体で実施されていましたが、令和2年度より地方公共団体が主体となって、調査が継続的に実施されています。令和5年度の調査では、人工物について品目ごとに集計した場合、特に、「漁具」や「ボトルのキャップ、ふた」、「飲料用ペットボトル」の個数が多かったと報告されています。（表2-2参照）

表2-1 海岸漂着物の回収量の推移

表2-2 漂着ごみ組成調査の結果

（出典：令和5年度漂着ごみ組成調査データ取りまとめの結果について（環境省））

県においても、平成21年度から県内全域の海岸を対象に、継続的に海岸漂着物の状況調査を実施しています。

令和元年度の調査では、過去の調査と同様、県東部よりも県西部の漂着物量が多い傾向にあり、100m<sup>2</sup>当たりの量が特に多かった海岸は、射水市の六渡寺海岸（2.385m<sup>3</sup>、平均値の約8倍）、氷見市の松田江海岸（1.572m<sup>3</sup>、平均値の約5倍）でした（図2-3参照）。

図2-3 令和元年度海岸漂着物概況調査結果

海岸漂着物の質を見ると、ほとんどの海岸でアシなどの草類や流木といった自然物が高い割合を占めています。また、人工物の中ではプラスチック類の割合が依然として高く、日常生活に伴って発生するものが多くなっています。プラスチック類の組成について詳しく調べてみたところ、「ボトル類」（飲料用ペットボトル等）、「食品容器」（カップ、食器、弁当ガラ等）が多く見られました（容積・個数）。一方、重量で見た場合、これらの他に「硬質プラスチック破片」が多く見られ、物理的外力や太陽光の紫外線等により破壊、碎片化したプラスチック類も海岸に多く存在することが示されました（図2-4参照）。

図2-4 プラスチック類組成調査の結果

令和6年度の調査では、過去の調査と同様、県東部よりも県西部の漂着物量が多い傾向にあり、100m<sup>2</sup>当たりの量が特に多かった海岸は、氷見市の松田江海岸（2.860m<sup>3</sup>、平均値の約9倍）、射水市の六渡寺海岸（0.730m<sup>3</sup>、平均値の約2倍）でした（図2-3参照）。

図2-3 令和6年度海岸漂着物概況調査結果

海岸漂着物の質を見ると、ほとんどの海岸でアシなどの草類や流木といった自然物が高い割合を占めています。また、人工物の中ではプラスチック類の割合が依然として高く、日常生活に伴って発生するものが多くなっています。プラスチック類の組成について県内の3海岸（岩瀬浜、六渡寺海岸、松田江海岸）で詳しく調べてみたところ、「ボトルのキャップ・ふた」、「ボトル類」（飲料用ペットボトル等）、「漁具」が多く見られました（容積・個数）。一方、重量で見た場合、これらの他に「硬質プラスチック破片」が多く見られ、物理的外力や太陽光の紫外線等により破壊、碎片化したプラスチック類も海岸に多く存在することが示されました（図2-4参照）。

図2-4 プラスチック類組成調査の結果

確認されたプラスチック類の言語表記では、日本語表記のもの（ペットボトルキャップ等）が最も多く、次いで中国・台湾がほとんどでした。数は少ないものの韓国、ロシア、タイも確認されています。また、これまで岩瀬浜で経年的に実施してきた組成調査（令和2年度～令和5年度）の結果との比較では個数ベースではいずれの年度も人工物（プラスチック類）が多く、いずれの年度にも「ボトルのキャップ・ふた」や「ロープ・ひも（漁具）」が個数の上位に入りました。（表2-3、2-4参照）。

表2-3 岩瀬浜での人工物と自然物の漂着量の推移

表2-4 岩瀬浜での漂着量の多い人工物の品目の推移（上位5品目）

5mm以下の微細なプラスチック類は「マイクロプラスチック」と呼ばれ、生物が餌と間違えて食べてしまう等、生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックは、洗顔料や歯磨き粉等のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズ、プラスチック製品の原材料であるレジンペレット等の「一次マイクロプラスチック」、プラスチック製品が自然環境中で紫外線や物理的要因で破碎・細分化された破片等の「二次マイクロプラスチック」に分類されます。

平成29年度に県が実施した調査では、対象とした県内10海岸のすべてでマイクロプラスチックが確認されました。プラスチック製品の破片やレジンペレット等が採取され、素材としては、海岸で数多く見られる容器や生活雑貨などの原料であるポリエチレンやポリスチレン、ポリプロピレンの割合が高く、マイクロプラスチックの削減のためにも、日常生活の中での3Rや清掃活動の推進が必要であることが改めて確認されました。（図2-5参照）

図2-5 マイクロプラスチック調査結果

海岸漂着物の発生源に関しては、環境省が実施したシミュレーション結果<sup>※</sup>で、本県の海岸漂着物の約8割が県内から流出したものであること、さらに、本県から流出したごみが他地域にも漂着している可能性があることが指摘されています。

5mm以下の微細なプラスチック類は「マイクロプラスチック」と呼ばれ、生物が餌と間違えて食べてしまう等、生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックは、洗顔料や歯磨き粉等のスクラブ材等に利用されているマイクロビーズ、プラスチック製品の原材料であるレジンペレット等の「一次マイクロプラスチック」、プラスチック製品が自然環境中で紫外線や物理的要因で破碎・細分化された破片等の「二次マイクロプラスチック」に分類されます。

令和6年度に県が実施した調査では、対象とした県内3海岸（岩瀬浜、六渡寺海岸、松田江海岸）のすべてで、被覆肥料殻（ポリエチレン、ポリウレタン）や、生活ごみ由来のポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレンのマイクロプラスチックが確認されました。マイクロプラスチックの削減のためにも、プラスチック製品の発生抑制を中心とした3Rの推進や流出防災対策及び清掃活動の必要性が改めて確認されました（図2-5参照）。

図2-5 マイクロプラスチック調査結果

海岸漂着物の発生源に関しては、環境省が実施したシミュレーション結果<sup>※</sup>で、本県の海岸漂着物の約8割が県内から流したるものであること、さらに、本県から流したごみが他地域にも漂着している可能性があることが指摘されています。

このことを受けて平成24年度から25年度にかけて県が実施した県内の海岸漂着物の発生要因調査（①ライター消費地調査、②河川におけるごみの流出・分布状況調査、③オイルフェンスによる川を流れるごみの調査、④発信機付きボトルの漂流・漂着経路調査）の結果、多くのごみが県内から河川を通じて富山湾へ流出し、その一部が海岸に漂着することが確認されています。

**図2-6 ライター消費地調査結果**

**図2-7 河川敷や川べり等のごみの状況**

**図2-8 オイルフェンスによる川を流れるごみの調査結果**

**図2-9 発信機付きボトルによる漂流・漂着経路調査結果**

**(2) 海岸漂着物による被害の状況**

海岸漂着物による被害の状況としては、台風や大雨、融雪等に伴う出水後には、大量のアシ類の漂着など、海岸漂着物が増加する状況が多くの海岸で確認され、景観の悪化を招いています。（図2-10）

**図2-10 通常時と出水時直後の海岸漂着物等の状況**

**(3) 海岸漂着物の回収・処理の状況**

海岸漂着物の回収は、地域計画に定める役割分担に基づき、海岸管理者等において管理業務の一環として行っているほか、沿岸各市町、地元住民、民間団体などの協力により、ボランティア活動の一環として行われています。

また、回収された海岸漂着物は、海岸管理者が回収した場合は、多くが市町の協力を得て市町（一部事務組合）のごみ処理施設で処理するとともに、沿岸市町、地元住民等が回収した場合は、市町の処理施設等で処理しています。

このほか、台風や大雨等により大量の漂着物があった場合は、海岸管理者等が国の補助制度を活用し、また、沿岸市町等の協力を得ながら、可能な限り速やかに処理しています。

**表2-3 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績（県把握分）**

**図2-11 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績(m<sup>3</sup>)**

**(4) 漂流ごみ等について**

沿岸海域において海面・海中に浮遊する漂流ごみや海底に堆積する海底ごみは、船舶の航行や漁業操業の支障となるほか、海岸環境の保全に影響を及ぼすおそれがあります。富山湾においては、平成28年度に環境省が漂流ごみ・海底ごみ実態把握調査を実施しています。

海底ごみに関しては、掃海面積1km<sup>2</sup>あたり、魚津394個、岩瀬412個、新湊223個のごみが回収され、いずれの地点でもプラスチック類が多くを占めていました（図2-12）。

漂流ごみに関しては、レジ袋、発泡スチロール、食品包装材が比較的多く発見され、その他プラスチック製品（※）を含めた上位4品目の漂流ごみ密度の合計は20.5個/km<sup>2</sup>でした（表2-4）。そのほかに、浮子や漁具、金属製品等も発見されました。他の海域との比較では、背後に人口密集地域がある海域（瀬戸内海、伊勢湾や駿河湾、東京湾等）に比べると漂流ごみ密度は小さいものの、実際に漂流ごみによる漁具被害や船舶被害等が発生

このことを受けて平成24年度から25年度にかけて県が実施した県内の海岸漂着物の発生要因調査（①ライター消費地調査、②河川におけるごみの流出・分布状況調査、③オイルフェンスによる川を流れるごみの調査、④発信機付きボトルの漂流・漂着経路調査）の結果、多くのごみが県内から河川を通じて富山湾へ流出し、その一部が海岸に漂着することが確認されています。

**図2-6 ライター消費地調査結果**

**図2-7 河川敷や川べり等のごみの状況**

**図2-8 オイルフェンスによる川を流れるごみの調査結果**

**図2-9 発信機付きボトルによる漂流・漂着経路調査結果**

**(2) 海岸漂着物による被害の状況**

海岸漂着物による被害の状況としては、台風や大雨、融雪等に伴う出水後には、大量のアシ類の漂着など、海岸漂着物が増加する状況が多くの海岸で確認され、景観の悪化を招いています。（図2-10）

**図2-10 通常時と出水時直後の海岸漂着物等の状況**

**(3) 海岸漂着物の回収・処理の状況**

海岸漂着物の回収は、地域計画に定める役割分担に基づき、海岸管理者等において管理業務の一環として行っているほか、沿岸各市町、地元住民、民間団体などの協力により、ボランティア活動の一環として行われています。

また、回収された海岸漂着物は、海岸管理者が回収した場合は、多くが市町の協力を得て市町（一部事務組合）のごみ処理施設で処理するとともに、沿岸市町、地元住民等が回収した場合は、市町の処理施設等で処理しています。

このほか、台風や大雨等により大量の漂着物があった場合は、海岸管理者等が国の補助制度を活用し、また、沿岸市町等の協力を得ながら、可能な限り速やかに処理しています。

**表2-5 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績（県把握分）**

**図2-11 海岸管理者等及び沿岸市町による回収・処理実績(m<sup>3</sup>)**

**(4) 漂流ごみ等について**

沿岸海域において海面・海中に浮遊する漂流ごみや海底に堆積する海底ごみは、船舶の航行や漁業操業の支障となるほか、海岸環境の保全に影響を及ぼすおそれがあります。富山湾においては、平成28年度に環境省が漂流ごみ・海底ごみ実態把握調査を実施しています。

海底ごみに関しては、掃海面積1km<sup>2</sup>あたり、魚津394個、岩瀬412個、新湊223個のごみが回収され、いずれの地点でもプラスチック類が多くを占めていました（図2-12）。

漂流ごみに関しては、レジ袋、発泡スチロール、食品包装材が比較的多く発見され、その他プラスチック製品（※）を含めた上位4品目の漂流ごみ密度の合計は20.5個/km<sup>2</sup>でした（表2-4）。そのほかに、浮子や漁具、金属製品等も発見されました。他の海域との比較では、背後に人口密集地域がある海域（瀬戸内海、伊勢湾や駿河湾、東京湾等）に比べると漂流ごみ密度は小さいものの、実際に漂流ごみによる漁具被害や船舶被害等が発生

しています。

図2-12 海底ごみの品目別割合(個数密度)

表2-4 富山湾の漂流ごみ上位4品目の密度と合計密度(個/km<sup>2</sup>)

(5)これまでの取組み

平成28年度から令和2年度までに地域計画に基づき、行政機関、関係団体等が連携して実施した取組みは、表2-5のとおりです。

表2-5 地域計画に基づくこれまでの取組み実績

### 3. 海岸漂着物等に係る課題

#### (1)回収・処理に係る課題

本県では、その量や質に違いがあるものの、すべての海岸で漂着物が確認されています。こうした海岸漂着物の回収・処理を円滑に行うためには、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民などによる適切な役割分担と相互の協力体制を明確化し、連携協力して取り組んでいく必要があります。

海岸漂着物の回収・処理については、

○国の補助金を活用しながら実施しているが、予算や人員上の制約があり、頻繁な回収・処理の実施が難しいこと

○塩分や砂などの混入の影響により焼却処理が困難なことがあること

○埋没したごみや細かく大量に漂着したごみなどの回収作業が困難なこと

などの課題があることから、より効率的かつ効果的な回収・処理方法について検討する必要があります。

また、漂流ごみ等については、船舶の航行の障害や漁業操業の支障となりうることから、県及び沿岸市町、漁業関係団体等が連携した処理体制を構築する必要があります。

#### (2)発生抑制に係る課題

海岸漂着物等の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものです。

こうしたことから、海岸漂着物等の問題は、海岸を有する地域のみならず、河川の上流域を含めたすべての地域の共通の課題であるとの認識に立って、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するとともに、ごみとなるおそれのあるものが水域へ流出することがないよう適正な管理又は処分を行う、さらには身近な地域の清掃美化活動を実施するなど、すべての地域が一体となって海岸漂着物等の発生抑制に取り組む必要があります。

また、国外が発生源と考えられる医療系廃棄物や廃ポリタンクなどの海岸漂着物等については、国やNPECとも連携しながら、環日本海地域での国際協力による発生抑制に取り組む必要があります。

#### (3)環境教育等及び普及啓発に係る課題

海岸漂着物等の多くは、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものです。本県の海岸漂着物の約8割は県内由来とされていますが、このことを理解している県民の割合は低く、県民の多くが国外から流れ着くものと認識しています。

こうしたことから、上流域を含めた幅広い地域のあらゆる世代の住民を対象に、以下のような現状について具

しています。

図2-12 海底ごみの品目別割合(個数密度)

表2-6 富山湾の漂流ごみ上位4品目の密度と合計密度(個/km<sup>2</sup>)

(5)これまでの取組み

令和3年度から令和6年度までに地域計画に基づき、行政機関、関係団体等が連携して実施した取組みは、表2-7のとおりです。

表2-7 地域計画に基づくこれまでの取組み実績

### 3. 海岸漂着物等に係る課題

#### (1)回収・処理に係る課題

本県では、その量や質に違いがあるものの、すべての海岸で漂着物が確認されています。こうした海岸漂着物等の回収・処理を円滑に行うためには、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民、漁業関係団体等が連携した処理体制を構築し、適切な役割分担と相互の協力体制を明確化し、協力して取り組んでいく必要があります。

海岸漂着物の回収・処理については、

○国の補助金を活用しながら実施しているが、予算や人員上の制約があり、頻繁な回収・処理の実施が難しく、近年は線状降水帯等の局所的な大雨により、海岸漂着物が一時的に大きく増加するケースが見られる

こと

○塩分や砂などの混入の影響により焼却処理が困難なことがあること

○埋没したごみや細かく大量に漂着したごみなどの回収作業が困難なこと

などの課題があることから、より効率的かつ効果的な回収・処理方法について引き続き検討する必要があります。

#### (2)発生抑制に係る課題

海岸漂着物等の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものです。

こうしたことから、海岸漂着物等の問題は、海岸を有する地域のみならず、河川の上流域を含めたすべての地域(陸域)の共通の課題であるとの認識に立って、ごみのポイ捨てや不法投棄を防止するとともに、ごみとなるおそれのあるものが水域へ流出することがないよう適正な管理又は処分を行うことが必要です。特に、海岸に漂着する人工物の多くはプラスチック類で、これがマイクロプラスチック化することで回収が難しくなる

ケースが見られます。

また、コロナ禍以降、清掃活動への参加者数は以前の水準に回復しておらず、人口減少や地域コミュニティの希薄化が進む中、今後のボランティア参加者の減少が懸念されます。そのため、清掃活動の体制維持・強化のための取組みが求められます。

#### (3)環境教育等及び普及啓発・情報発信に係る課題

本県の海岸漂着物の約8割は県内由来とされていますが、このことを理解している県民の割合は依然として40%前後にとどまっています。特に、30~40代の子育て世代や50~60代のミドル世代では低く、国外から流れ着くものが多いと認識しています。このため、情報伝達手段や内容を工夫し、陸域のあらゆる世代の住民を対象に、以下のような本県における海岸漂着物等の問題について正しい理解を促し、具体的な行動を提案することが

<p><u>体的に周知し、本県における海岸漂着物等の問題について正しい理解を促す必要があります。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県のほぼ全域の海岸で、海岸漂着物等が確認されていること</li> <li>○ 海岸漂着物等には、ペットボトルやレジ袋など、日常生活に伴って発生するものが多く含まれること</li> <li>○ 本県の海岸漂着物の多くが県内から川の流れを通じて発生したものであり、本県から流れ出たごみが他地域にも漂着している可能性があること</li> </ul> <p>このため、引き続き行政、学識経験者、県民など多様な主体の参画と協働のもと、山から川、海への水の流れと自らの生活との関わりを学びつつ、ごみの減量化、適正処理や水域への流出防止、河川や海岸の清掃美化活動など、行動・実践につながる環境教育、消費者教育、普及啓発に努める必要があります。</p> <p>県や市町村は、海岸漂着物等の状況や地域で取り組まれている対策、清掃活動などの情報を収集し、県民等への情報発信に努める必要があります。</p> <p><b>(4) 海洋プラスチックごみに係る課題</b></p> <p>近年、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。本県の海岸漂着物についても、人工物のほとんどをプラスチック類が占めており、重点的な対策が必要です。</p> <p>回収・処理については、プラスチック類が、回収が困難なマイクロプラスチックになる前に、速やかに回収する必要があります。</p> <p>また、発生抑制対策としては、ポイ捨てや不法投棄、管理不良による流出防止の徹底や、地域の清掃美化活動の推進に加え、使い捨ての容器包装・製品の使用削減や、使用済み製品等のリサイクル、適正処理の一層の推進が求められています。</p> <p>そのほか、次の事項について、県民に正しい理解を促しつつ、自主的な取組みに向けた機運を醸成していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物による誤食等、生態系への影響が懸念されていること</li> <li>○ マイクロプラスチックになると回収・処理が困難となること</li> <li>○ 生分解性プラスチックに関しても、海洋プラスチックごみ問題の改善に寄与する可能性がある一方で、分解されるまでは時間を要するものであることから、廃棄物として適正に処理し、環境中への流出を抑制することが重要であること</li> </ul>	<p><u>求められます。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本県のほぼ全域の海岸で、海岸漂着物等が確認されていること</li> <li>○ 海岸漂着物等には、ペットボトルやレジ袋など、日常生活に伴って発生するものが多く含まれること</li> <li>○ 本県の海岸漂着物の多くが県内から川の流れを通じて発生したものであり、本県から流れ出たごみが他地域にも漂着している可能性があること</li> </ul> <p><u>また、「世界で最も美しい湾クラブ」加盟10周年を契機に「富山湾鮭」や「富山湾岸サイクリング」等、地域横断的に富山湾の魅力のさらなるプラッシュアップや掘り起こしにつなげる必要があります。</u></p> <p>このため、引き続き行政、学識経験者、県民など多様な主体の参画と協働のもと、山から川、海への水の流れと自らの生活との関わりを学びつつ、ごみの減量化、適正処理や水域への流出防止、河川や海岸の清掃美化活動など、行動・実践につながる<u>世代に応じた</u>環境教育、消費者教育、普及啓発に努める必要があります。</p> <p>県や市町村は、海岸漂着物等の状況や地域で取り組まれている対策、清掃活動などの情報を収集し、県民等への情報発信に努める必要があります。</p> <p><b>(4) 海洋プラスチックごみに係る課題</b></p> <p>近年、海洋プラスチックごみやマイクロプラスチックが生態系に与え得る影響等について国際的に関心が高まり、世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題となっています。国では「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の提唱や国際プラスチック条約に関する国際交渉への参画など、世界的な対策を主導しています。</p> <p>本県の海岸漂着物についても、人工物のほとんどをプラスチック類が占めており、環日本海地域の産学官が連携した重点的な対策が必要です。</p> <p>回収・処理については、プラスチック類が、回収が困難なマイクロプラスチックになる前に、速やかに回収する必要があります。</p> <p>また、発生抑制対策としては、ポイ捨てや不法投棄、管理不良による流出防止の徹底や、地域の清掃美化活動の推進に加え、使い捨ての容器包装・製品の使用削減や、使用済み製品等のリサイクル、適正処理の一層の推進が求められています。</p> <p>そのほか、次の事項について、県民に正しい理解を促しつつ、自主的な取組みに向けた機運を醸成していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生物による誤食等、生態系への影響が懸念されていること</li> <li>○ マイクロプラスチックになると回収・処理が困難となること</li> <li>○ 生分解性プラスチックに関しても、海洋プラスチックごみ問題の改善に寄与する可能性がある一方で、分解されるまでは時間を要するものであることから、廃棄物として適正に処理し、環境中への流出を抑制することが重要であること</li> </ul>
<p><b>第3章 計画の目指す姿と海岸漂着物対策</b></p> <p><b>1. 計画の目指す姿（将来像）</b></p> <p>富山県の海岸は、豊かな自然環境や世界に誇る美しい景観などに恵まれています。</p> <p>私たちは、これらの県民共有の貴重な財産を守り、育て、次の世代へ確実に継承していく責務があります。</p> <p>海岸漂着物等の問題においても、県民、事業者、関係団体及び行政が共有認識を持ち、一体となって対策に取り組んでいくことが重要となります。</p>	<p><b>第3章 計画の目指す姿と海岸漂着物対策</b></p> <p><b>1. 計画の目指す姿（将来像）</b></p> <p>富山県の海岸は、豊かな自然環境や世界に誇る美しい景観などに恵まれています。</p> <p>私たちは、これらの県民共有の貴重な財産を守り、育て、次の世代へ確実に継承していく責務があります。</p> <p>海岸漂着物等の問題においても、県民、事業者、関係団体及び行政が共有認識を持ち、一体となって対策に取り組んでいくことが重要となります。</p>

こうしたことから、この計画では、

県民一人ひとりが、海岸における良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組む。

ことを目指すこととします。

この将来像を具体的な活動と結びつけると、次のとおりです。

図3-1 目指す姿に向けた具体的な活動例

## 2. 計画の目標を達成するための指標

この将来像の実現に向けて、この計画では次に掲げる3つの目標と取組みの効果をわかりやすく示すための指標を設定し、現況を踏まえてそれぞれの目標値を達成するよう努めます。

※印の項目については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の値が大幅に下がる見込みのため、コロナ禍前の状況まで回復させることを目指し、目標値を設定しています。

### ① 適切な役割分担に基づく円滑な回収・処理の実施

指標	定義	現況及び目標値	
		元年度（現況）	7年度（目標）
海岸の清潔保持のための利用シーズン前の回収作業	海水浴場などにおいて、海岸管理者等が利用シーズン前に行う回収作業の実施回数	1回以上	2回以上
大量漂着時の回収作業率	出水時などで大量に海岸に漂着した際に、海岸管理者等が行う適切な回収作業の実施	100%	100%
海岸清掃に取組む団体数	海岸清掃活動に取り組む地域団体、ボランティア団体数	102団体	120団体

### ② 上流・下流の幅広い地域が連携したごみなどの発生抑制対策の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		元年度（現況）	7年度（目標）
環境美化活動の参加者数	公園や道路、河川、海岸などの地域の環境美化活動への参加のべ人数	12.8万人	13万人
学びの場づくり（※）	学びの場（学習会・ワークショップ、出前授業、シンポジウム等）への参加人数	4千人	15千人 (R3～R7累計)

こうしたことから、この計画では、

県民一人ひとりが、海岸における良好な景観や環境、さらには海洋環境を守り・育てる心を持ち、より美しく豊かな海岸を目指してごみの発生抑制や清掃美化活動などに県民一体となって取り組むことで、ウェルビーイングが実感される。

ことを目指すこととします。

この将来像を具体的な活動と結びつけると、次のとおりです。

図3-1 目指す姿に向けた具体的な活動例

## 2. 計画の目標を達成するための指標

この将来像の実現に向けて、この計画では次に掲げる3つの目標と取組みの効果をわかりやすく示すための指標を設定し、現況を踏まえてそれぞれの目標値を達成するよう努めます。

### ① 適切な役割分担に基づく円滑な回収・処理の実施

指標	定義	現況及び目標値	
		6年度（現況）	12年度（目標）
海岸の清潔保持のための利用シーズン前の回収作業	海水浴場などにおいて、海岸管理者等が利用シーズン前に行う回収作業の実施回数 ※必要に応じて複数回実施	一部の海岸で2回以上実施	1回以上*
大量漂着時の回収作業率	出水時などで大量に海岸に漂着した際に、海岸管理者等が行う適切な回収作業の実施	100%	100%
海岸清掃に取組む団体数	海岸清掃活動に取り組む地域団体、ボランティア団体数	115団体	130団体

### ② 上流・下流の幅広い地域が連携したごみなどの発生抑制対策の推進

指標	定義	現況及び目標値	
		6年度（現況）	12年度（目標）
環境美化活動の参加者数	公園や道路、河川、海岸などの地域の環境美化活動への参加のべ人数	10.5万人	25万人
海岸漂着物の発生源の認知度	漂着物のほとんどが県内の川の流れを通じて漂着していることを知っている人の割合	42.0%	60%

海岸漂着物の発生源の認知度	漂着物のほとんどが県内の川の流れを通じて漂着していることを知っている人の割合	41.1%	60%
県内の海岸の好感度	県内の海岸を美しく誇れるものと思っている人の割合	69.2%	75%

県内の海岸の好感度	県内の海岸を美しく誇れるものと思っている人の割合	63.4%	75%
-----------	--------------------------	-------	-----

### ③ 環日本海地域と連携した海岸漂着物対策の推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		元年度（現況）	7年度（目標）
漂着物調査による環境教育（※）	環日本海地域の自治体と連携した海辺の漂着物調査の参加人数	1,187人	1,200人

### ③ 環日本海地域と連携した海岸漂着物対策の推進

指 標	定 義	現況及び目標値	
		6年度（現況）	12年度（目標）
環日本海地域における環境教育	環日本海地域の自治体と連携した海洋環境保全に係る環境教育の参加人数	4.5千人	18千人 (R8～R12累計)

※国際プロジェクトの見直しや外部要因による中止等も考慮し、現行参加人数の8割で積算

## 3. 海岸漂着物対策の基本的方向性

これらの目標の達成に向けた富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性は、次に掲げるとおりです。

### (1) 円滑な処理の推進

大量の海岸漂着物等の蓄積によって海岸の清潔の保持に支障などが生じている海岸においては、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民及び民間団体などの連携のもと、その円滑な処理を推進する。

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海岸環境の保全に影響を及ぼす場合があることから、漁港管理者等、沿岸市町、漁業関係者等の連携のもと、処理体制を新たに構築し、処理の推進を図る。

### (2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

本県の海岸漂着物の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、海岸を有する地域のみならず、河川の上流・下流の幅広い地域の連携協力のもと、ごみなどの効果的な発生抑制、循環的利用及び適正処理を推進する。

また、海洋プラスチックごみ対策として、使い捨ての容器包装・製品の使用削減や、使用済み製品等のリサイクル、適正処理を一層推進する。

### (3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

海岸漂着物等の現状と発生要因について正しい理解が得られるよう効果的な周知を行うとともに、県民一人ひとりが当事者意識をもって、自主的かつ積極的に発生抑制に取り組むよう、環境教育や、エシカル消費等の消費者教育、取組みへの機運を高めるための普及啓発を推進する。

## 3. 海岸漂着物対策の基本的方向性

これらの目標の達成に向けた富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性は、次に掲げるとおりです。

### (1) 円滑な処理の推進

大量の海岸漂着物等の蓄積によって海岸の清潔の保持に支障などが生じている海岸においては、近年、頻発化する局所的な豪雨等による漂着物も含め、海岸管理者等、沿岸市町、地域住民及び民間団体などの連携のもと、その円滑な処理を推進する。

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海岸環境の保全に影響を及ぼす場合があることから、漁港管理者等、沿岸市町、漁業関係者等の連携のもと、海洋環境と海上安全の確保を推進する。

### (2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組みの拡大

本県の海岸漂着物の多くは、生活系ごみや身近な散乱ごみに起因するものであり、山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、流域全体がこの問題の当事者であるとの共通認識を深める必要がある。海岸を有する地域のみならず、流域全体の住民、企業、団体等が連携し、使い捨ての容器包装等の使用削減などの効果的な発生抑制、資源循環及びごみの適正処理を推進する。

また、今後の地域人口減少やコミュニティの希薄化による清掃活動の担い手不足に備え、参加者の確保や清掃活動支援の仕組みづくりなど、清掃活動の体制強化策も併せて推進する。

### (3) 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

県内の海岸漂着物の多くが県内由来であることを踏まえ、県民一人ひとりが自らの生活と海洋環境とのつながりを意識し、当事者としての責任を持って、ごみの発生抑制に取り組むことが重要である。

このため、情報発信の手段や内容を工夫し、幅広い世代を対象に生活と海洋環境の関係を実感できる多様な学びの場を提供する。さらに、SNSや動画など世代に応じた効果的な媒体を活用し、県民が自主的に情報を発信・共有できる仕組みづくりを推進する。

#### (4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会 in 富山での「富山宣言」の採択、環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」のSDGs未来都市の選定など、「美しい富山湾」を守り活かす取組みについては、今後一層の拡大が求められているところである。県民一人ひとり、及び地域全体の環境保全意識を醸成し、活動の活性化を促すため、様々な主体による美しい富山湾を守る取組みを県内外に情報発信する。

#### (5) 国際協力の推進

海岸漂着物の問題が富山県及び周辺国にとって共通の課題であること、とりわけ海洋プラスチックごみ問題は世界全体の喫緊の課題であることを念頭に置きながら、漂着の実態などの情報共有と問題の解決に向けた国際協力を推進する。

#### (6) 多様な主体の役割分担と連携の確保

これらの海岸漂着物対策を実施するに当たっては、国や地方自治体のほか、県民や事業者、民間団体などの多様な主体が、適切な役割分担のもとでそれぞれ積極的に取組みを進めるとともに、各主体が相互に情報を共有し、連携協力する。

これらの基本的方向性の概念図は図3-2のとおりとなります。

なお、海岸漂着物等の蓄積により良好な景観や環境の保全に支障が生じているなど、特に対策を講ずることが必要とされる地域については、重点区域として設定し、海岸漂着物等の処理などを重点的に推進することとします。

図3-2 富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性とそれらの枠組み

#### 4. 海岸漂着物対策の内容

##### (1) 円滑な処理の推進

###### ① 海岸管理者等の処理

海岸管理者等は、海岸などの清潔が保たれるよう、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。①～⑤までにおいて同じ。）の量及び質、さらに海岸の地形、景観、生態系などの自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動などの社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。その際には、これまでの海岸漂着物等の回収・処理の実施状況など、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して、沿岸市町や地域住民、民間団体等の連携協力のもと、地域の関係者間で適切な役割分担を定め、円滑な処理を推進します。

また、海岸が民有地などである場合は、その占有者又は管理者が、その海岸の清潔が保たれるよう努めます。

特に、海岸の景観や自然環境及び地域活動に大きな影響を与えていたり又は与えるおそれがある海岸については、海岸漂着物等の回収・処理を重点的に推進する必要性が高い区域として設定し、効率的・効果的な対策を行います。

###### ② 市町の協力

#### (4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信

富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」加盟10周年を契機に、環日本海地域をリードする「環境・エネルギー先端県とやま」のSDGs未来都市として、富山湾の持続可能な利用の重要性に加え、観光資源としての魅力を発信し、県民や地域の環境保全意識の醸成を図るとともに、富山湾に関心を持つ関係人口の拡大を図る。

#### (5) 国際協力の推進

海岸漂着物の問題が富山県及び周辺国にとって共通の課題であること、とりわけ海洋プラスチックごみ問題は世界全体の喫緊の課題であることを念頭に置きながら、漂着の実態などの情報共有と問題の解決に向けた国際協力を推進する。

#### (6) 多様な主体の役割分担と連携の確保

これらの海岸漂着物対策を実施するに当たっては、国や地方自治体のほか、県民や事業者、民間団体などの多様な主体が、適切な役割分担のもとでそれぞれ積極的に取組みを進めるとともに、各主体が相互に情報を共有し、連携協力する。

これらの基本的方向性の概念図は図3-2のとおりとなります。

なお、海岸漂着物等の蓄積により良好な景観や環境の保全に支障が生じているなど、特に対策を講ずることが必要とされる地域については、重点区域として設定し、海岸漂着物等の処理などを重点的に推進することとします。

図3-2 富山県における海岸漂着物対策の基本的方向性とそれらの枠組み

#### 4. 海岸漂着物対策の内容

##### (1) 円滑な処理の推進

###### ① 海岸管理者等の処理

海岸管理者等は、海岸などの清潔が保たれるよう、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。①～⑤までにおいて同じ。）の量及び質、さらに海岸の地形、景観、生態系などの自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動などの社会的条件に応じて、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じます。その際には、これまでの海岸漂着物等の回収・処理の実施状況など、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して、沿岸市町や地域住民、民間団体等の連携協力のもと、地域の関係者間で適切な役割分担を定め、円滑な処理を推進します。

また、海岸が民有地などである場合は、その占有者又は管理者が、その海岸の清潔が保たれるよう努めます。

特に、海岸の景観や自然環境及び地域活動に大きな影響を与えていたり又は与えるおそれがある海岸については、海岸漂着物等の回収・処理を重点的に推進する必要性が高い区域として設定し、効率的・効果的な対策を行います。

###### ② 市町の協力

沿岸市町は、海岸漂着物処理推進法に基づく市町による協力として、地域住民などの海岸清掃活動を支援するとともに、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集・運搬、市町などのごみ処理施設での処分などに取り組みます。

また、これらの取組みに当たっては、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態など地域の実情を踏まえ、地域住民などを始めとする関係者間との調整に努めます。

### ③ 市町の要請

沿岸市町は、海岸管理者等が管理する海岸などに海岸漂着物等が蓄積することにより、住民の生活又は経済活動に支障が生じている場合は、必要に応じて、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置をとるよう要請することとします。

要請を受けた海岸管理者等は、必要な措置を講ずることとします。

### ④ 地域住民や事業者、民間団体の協力

地域住民や事業者、民間団体は、自ら積極的に清掃美化活動に取り組むとともに、海岸管理者等や沿岸市町が行う海岸漂着物等の回収に参加・協力します。また、市町村等と連携しながら上流・下流の幅広い地域においても参加を呼び掛けることとします。

### ⑤ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他の都道府県から流出したものであることが明らかである場合は、その都道府県に対し、海岸漂着物等の処理やその発生抑制などについて協力を求めることとします。また、他の都道府県から同様の協力を求められた場合には、必要な措置を講ずることとします。

### ⑥ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海洋環境の保全に影響を及ぼす場合があるため、漁港管理者等、沿岸市町、漁業関係者で連携協力して処理体制を構築し、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、処理の推進を図ることとします。

### ⑦ 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行います。

### ⑧ 不法投棄物への対応

県や沿岸市町は、海岸漂着物等が不法投棄などによって生じたものであることが明らかである場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、その原因者の責任で処理がなされるよう、必要な措置を講じます。

### ⑨ 船舶から流出した油等の措置

県や沿岸市町は、船舶から流出した油や有害液体物質について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく防除措置などの適切な実施を原因者などに要請するとともに、必要に応じて協力します。

沿岸市町は、海岸漂着物処理推進法に基づく市町による協力として、地域住民などの海岸清掃活動を支援するとともに、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集・運搬、市町などのごみ処理施設での処分などに取り組みます。

また、これらの取組みに当たっては、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態など地域の実情を踏まえ、地域住民などを始めとする関係者間との調整に努めます。

### ③ 市町の要請

沿岸市町は、海岸管理者等が管理する海岸などに海岸漂着物等が蓄積することにより、住民の生活又は経済活動に支障が生じている場合は、必要に応じて、海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置をとるよう要請することとします。

要請を受けた海岸管理者等は、必要な措置を講ずることとします。

### ④ 地域住民や事業者、民間団体の協力

地域住民や事業者、民間団体は、自ら積極的に清掃美化活動に取り組むとともに、海岸管理者等や沿岸市町が行う海岸漂着物等の回収に参加・協力します。また、市町村等と連携しながら上流・下流の幅広い地域においても参加を呼び掛けることとします。

### ⑤ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、海岸漂着物等の多くが他の都道府県から流出したものであることが明らかである場合は、その都道府県に対し、海岸漂着物等の処理やその発生抑制などについて協力を求めることとします。また、他の都道府県から同様の協力を求められた場合には、必要な措置を講ずることとします。

### ⑥ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等については、船舶の航行や漁業操業の支障となり海洋環境の保全に影響を及ぼす場合があるため、漁港管理者等、沿岸市町及び日常的に海域を利用する漁業者等の連携協力のもと、適切な役割分担を定め、円滑な処理を推進します。

### ⑦ 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行います。

### ⑧ 不法投棄物への対応

県や沿岸市町は、海岸漂着物等が不法投棄などによって生じたものであることが明らかである場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、その原因者の責任で処理がなされるよう、必要な措置を講じます。

### ⑨ 船舶から流出した油等の措置

県や沿岸市町は、船舶から流出した油や有害液体物質について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく防除措置などの適切な実施を原因者などに要請するとともに、必要に応じて協力します。

<p><b>⑩ 災害廃棄物等の適正処理</b> 海岸管理者等や沿岸市町は、災害などにより大規模に発生した流木やごみなどの海岸漂着物等について、国の補助制度を活用し、国、沿岸市町、関係機関等と連携しながら円滑な処理に努めます。</p>	<p><b>⑩ 災害廃棄物等の適正処理</b> 近年の自然災害の激甚化・頻発化に対し、海岸管理者等や沿岸市町は、災害などにより大規模に発生した流木やごみなどの海岸漂着物等について、引き続き国の補助制度を活用し、国、沿岸市町、関係機関等と連携しながら円滑な処理に努めます。</p>
<p><b>⑪ 大量の海岸漂着物等が蓄積する地域における処理の推進等</b> 県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求ることとします。</p>	<p><b>⑪ 大量の海岸漂着物等が蓄積する地域における処理の推進等</b> 県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求ることとします。</p>
<p><b>⑫ 県による支援</b> 県は、沿岸市町に対し、海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸漂着物等の処理に必要な情報の提供や、技術的支援などを行うとともに、事業者や民間団体に対し、海岸の清掃活動に関する必要な情報の提供を行います。</p>	<p><b>⑫ 県による支援</b> 県は、沿岸市町に対し、海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、海岸漂着物等の処理に必要な情報の提供や、技術的支援などを行うとともに、県民に対しては実際に海岸を訪れ、現場の状況を理解し清掃活動に参加しやすくなるよう、海岸の魅力や清掃活動に関する情報の発信を行います。</p>
<p><b>⑬ 国に対する要望等</b> 県は国に対し、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制の普及啓発に対する地方（海岸管理者等、県及び市町村）への恒久的かつ十分な財政支援措置などを要望し、円滑な処理の確保に努めます。</p>	<p><b>⑬ 国に対する要望等</b> 県は国に対し、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制の普及啓発に対する地方（海岸管理者等、県及び市町村）への恒久的かつ十分な財政支援措置などを要望し、円滑な処理の確保に努めます。</p>
<p><b>(2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組の拡大</b></p> <p><b>① 上流域を含めた幅広い地域における清掃活動の展開、関係者間の連携</b> 本県の海岸漂着物の多くは、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、海岸から離れた地域であっても、身近な環境をきれいにすることで、川や海に流れ込むごみを減らし、ひいては海岸漂着物の発生抑制につながると考えられます。そのため、県は、地域住民や事業者、民間団体等に対し、上流・下流の幅広い地域での清掃美化活動を呼びかけるとともに、清掃美化活動を行う団体との連携を図るなど、県民総参加の活動となるよう努めます。市町村は、アダプトプログラムなど、各地域での取組みを推進するとともに、こうした流域全体の取組みについて積極的に協力し、住民等へ参加を呼びかけます。</p>	<p><b>(2) 効果的な発生抑制の推進と流域が連携した取組の拡大</b></p> <p><b>① 陸域における清掃活動の展開、関係者間の連携</b> 本県の海岸漂着物の多くは、山から川、海へとつながる水の流れを通じて発生したものであることから、海岸から離れた地域であっても、身近な環境をきれいにすることで、川や海に流れ込むごみを減らし、ひいては海岸漂着物の発生抑制につながると考えられます。そのため、県は日常生活の中でできる具体的な発生抑制策を分かりやすく示し、県民一人ひとりが実践できるよう啓発を強化します。また、国、市町村、県民、事業者団体、マスコミ等で構成する「富山県県土美化推進県民会議」と連携し、県内全域を対象とした「山・川・海・まち」一体の清掃活動と普及啓発を推進します。さらに、県民や事業者が主体となる活動を支援するため、活動団体の情報共有や参加促進の枠組みを活用し、活動スケジュールや取組事例の発信を通じて情報連携の強化を図ります。市町村は、アダプト・プログラムなど、各地域での取組みを推進するとともに、こうした流域全体の取組みについて積極的に協力し、住民等へ参加を呼びかけます。</p>
<p><b>② 3 Rの推進</b> 海岸漂着物等は、日常生活に伴って発生するごみなどが多く含まれていることから、一人ひとりが日常生活においてごみそのものの排出を抑制することが重要です。</p> <p>県は、廃棄物処理法や容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など各種廃棄物処理やリサイクルに関する法令の適切な運用、「とやまエコ・ストア制度」の普及拡大を通じたレジ袋など使い捨て製品の排出抑制、容器包装プラスチックの分別収集及び再資源化の促進など3 Rの推進を図ります。</p> <p>また、使い捨てプラスチックに関しては、事業者と連携し、包装の簡略化や、再生可能資源など代替素材への転換を図る等、さらなる削減を進めます。</p>	<p><b>② 3 R + Renewable、デコ活の推進</b> 県は、廃棄物処理法やプラスチック資源循環促進法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など各種廃棄物処理やリサイクルに関する法令の適切な運用、市町村によるプラスチック製品廃棄物の一括回収体制の推進や「とやまエコ・ストア制度」の普及拡大を通じたレジ袋など使い捨て製品の排出抑制、容器包装プラスチックの分別収集及び再資源化の促進など3 Rの推進に加え、民間事業者における取組みを促進するため、廃プラスチック類の排出事業者・リサイクル業者・製造業者のマッチングを行うなど、令和7年3月に策定した富山県サーキュラーエコノミー推進ロードマップに基づき、県内の資源循環を一層進めます。</p> <p>使い捨てプラスチックに関しては、事業者と連携し、包装の簡略化や、再生可能資源など代替素材への転換を図る等、さらなる削減を進めます。加えて、脱炭素型ライフスタイルを促す国民運動「デコ活」を通じて、ごみ・使い捨てプラスチックの削減や分別等による二酸化炭素排出削減と家計へのメリットを周知・啓発し、</p>

	<p><b>行動変容を促進します。</b></p> <p><b>③ マイクロプラスチックの海域への排出の抑制</b></p> <p>マイクロプラスチックは、生態系への影響など海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、また微細であるためその回収・処分が困難となることから、海域への流出防止や、微細になる前の回収、廃プラスチック類そのものの排出を抑制することが対策の要となります。</p> <p>事業者は、洗い流しのスクラップ製品に含まれるマイクロビーズの削減の徹底など、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制、プラスチック原料・製品のサプライチェーン全体を通じたレジンペレット等の飛散・流出防止の徹底に努めます。</p> <p>また、県は、NPECなどの関係機関とも連携し、県内の海域、海岸、河川等の公共用水域等におけるマイクロプラスチックの分布実態の把握に努め、また、最新の科学的知見や国際的な動向を勘案しながら、排出抑制につながる取組みを進めます。</p> <p><b>④ 県民参加による森づくりの推進</b></p> <p>県は、「水と緑の森づくり税」を活用し、里山の再生整備、混交林の整備、森林ボランティア活動や企業の森づくり活動への支援など、流木が発生しにくい森づくりに県民参加で取り組みます。</p> <p><b>⑤ 海岸漂着物等に関する調査</b></p> <p>県や市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や発生源を把握するため、海岸や河川、陸域等において必要な調査を行うよう努めます。</p> <p><b>⑥ 情報の共有と情報発信</b></p> <p>県は、海岸漂着物等の発生の状況や発生源に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するとともに、<b>県の「海岸漂着物ポータルサイト」において関係者が保有する漂着物や清掃活動、海に親しむイベント等の情報を集約し、</b>積極的に県民等に対し情報発信します。</p> <p>また、県や市町村は、清掃活動に対する事業者や民間団体等による取組み意欲の向上や、県民の活動への理解と参加促進を図るため、地域住民や事業者、民間団体等が自主的に実施している清掃活動等の情報を収集し、ウェブサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等、インターネットを通じて県内外に広く情報発信します。</p> <p><b>⑦ ごみ等の減量化や適正処理の推進</b></p> <p><b>県民は、ごみの排出抑制・減量化に努め、分別収集に協力するなど環境に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。事業者は、事業系廃棄物の減量化・適正処理を徹底し、海岸漂着物の発生抑制に努めます。</b></p> <p><b>また、海岸漂着物等にはペットボトルやレジ袋等の生活由来のもののほか、肥料袋、苗木ポットなどの農業由来のもの、流木、刈草等の自然由来のものなど、森林・農地・市街地・河川敷等から河川・用排水路その他の中の公共の水域に流出したものがよく見受けられることから、ポイ捨てや野外放置をしないことが重要です。県・市町村は土地管理者に必要な助言・指導を行い、県民・事業者は土地・物品の適正管理を行うとともに、イベント等の実施者に器材の適切な管理と発生ごみの適正処分を要請し、発生及び流出の防止に努めます。</b></p> <p><b>⑧ 陸域等における不法投棄の防止</b></p> <p>県や市町村は、農地、市街地、河川等への家庭ごみなどの不法投棄やポイ捨てを防止するため、それぞれ</p>
--	---

の発生原因の特性に応じて必要な措置を適切かつ着実に実施します。

また、県や市町村は、環境教育の実施やインターネット、パンフレットなどによる広報を通じて、海岸漂着物等の実態や海洋プラスチックごみ問題について正しく周知し、地域住民の環境保全に対する意識を醸成し、適切な行動を促します。

さらに、県や市町村は、広報などによる普及啓発のほか、パトロールなどの監視活動の実施による不法投棄の防止や早期発見、警告看板の設置や地域における継続的な清掃美化活動の実施、企業、団体等と連携した監視・通報体制の整備により、ごみなどの投棄がしにくい環境づくりに努めます。

### ⑨ ごみ等の水域等への流出の防止

海岸漂着物には、ペットボトルやレジ袋等の生活由来のもののほか、肥料袋、苗木ポットなどの農業由来のもの、流木、刈草等の自然由来のものなど、森林、農地、市街地、河川敷などから河川・用排水路その他の公共の水域に流出したものが多く見受けられることから、海岸漂着物の発生抑制を図るためにには、意図的な放置や投棄、ポイ捨てをしないほか、ごみになるおそれのあるものを野外に放置しないなど、水域への流出防止を図ることが重要です。

のことから、県民や事業者は、その管理する土地、所持する物を適正に維持・管理することなどによって、海岸漂着物の発生抑制に努める必要があります。

そのため、県や市町村は、土地の管理者に対し、土地の適正な管理に関し必要な助言及び指導を行うよう努めます。併せて、土地の管理者は、当該土地において、一時的な事業活動（イベントの開催、露店の営業など）やその他の活動を行う者に対し、イベント使用器材などの適切な管理や発生したごみの適正な処分などについて必要な要請を行うことを通じて、ごみなどの発生の防止に努めます。

### ⑩ 流木の発生抑制対策の検討、回収捕捉の推進

流木については、国、県、市町村、上流県・市町村、ダム管理者及び漁業協同組合で構成する「富山県流木対策連絡会議」において発生抑制対策を検討するとともに、ダム湖・砂防えん堤における流木の回収・捕捉等を推進します。

### ⑪ 農業者、漁業者等への啓発

農業生産の現場において生産資材としてプラスチックが使用されていることから、県は、民間団体と連携して、廃プラスチックの適正処理に関する周知・指導に取り組むとともに、生分解性素材等、環境に配慮した素材への転換を推進します。

また、水産多面的機能発揮対策の活用等を通じて、海洋の生態系の維持・回復のために漁業者が取り組む海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物等の回収・処理を推進します。

そのほか、県民や事業者に対し、肥料袋や苗木ポットなどの農業・園芸用資材や、漁具等の海域で使用される資材について、荒天等により非意図的な流出が発生しないよう、日頃からの流出防止対策を呼びかけます。

### ⑫ 刈草の流出防止

県や市町村は、県民や事業者に対し、河川や用排水路に流さない草刈り方法の普及促進や、草刈り後の刈草の適正管理の周知を図ります。

## （3）環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

### ① 環境教育及び消費者教育の推進

の発生原因の特性に応じて必要な措置を適切かつ着実に実施します。

また、県や市町村は、環境教育の実施やインターネット、パンフレットなどによる広報を通じて、海岸漂着物等の実態や海洋プラスチックごみ問題について正しく周知し、地域住民の環境保全に対する意識を醸成し、適切な行動を促します。

さらに、県や市町村は、広報などによる普及啓発のほか、パトロールなどの監視活動の実施による不法投棄の防止や早期発見、警告看板の設置や地域における継続的な清掃美化活動の実施、企業、団体等と連携した監視・通報体制の整備により、ごみなどの投棄がしにくい環境づくりに努めます。

### ⑨ 流木の発生抑制対策の検討、回収捕捉の推進

流木については、国、県、市町村、上流県・市町村、ダム管理者及び漁業協同組合で構成する「富山県流木対策連絡会議」において発生抑制対策を検討するとともに、ダム湖・砂防えん堤における流木の回収・捕捉等を推進します。

### ⑩ 農業者、漁業者等への啓発

農業生産の現場において生産資材としてプラスチックが使用されていることから、県は、民間団体と連携して、廃プラスチックの適正処理や被覆肥料殻の流出防止に関する周知・指導に取り組むとともに、生分解性素材等、環境に配慮した素材への転換を推進します。

また、水産多面的機能発揮対策の活用等を通じて、海洋の生態系の維持・回復のために漁業者による漁港や海岸での自主的な清掃活動の支援や発泡スチロール製の漁具や魚箱等の流出防止の徹底を呼びかけます。

そのほか、県民や事業者に対し、肥料袋や苗木ポットなどの農業・園芸用資材や、漁具等の海域で使用される資材について、荒天等により非意図的な流出が発生しないよう、日頃からの流出防止対策を呼びかけます。

### ⑪ 刈草の流出防止

県や市町村は、県民や事業者に対し、河川や用排水路に流さない草刈り方法の普及促進や、草刈り後の刈草の適正管理の周知を図ります。

## （3）環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の推進

### ① 環境教育及び消費者教育の推進

<p>海岸漂着物等は、陸域から河川などを経由して海域に流出しています。また、海洋プラスチックごみについては、マイクロプラスチックとなる前に円滑な処理が必要であることや、生分解性プラスチックであっても廃棄物としての発生抑制や適正な処理が必要であることに留意する必要があります。</p> <p>県や市町村は、海岸漂着物等の発生要因やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ問題について正しく認識し、県民一人ひとりがこれらの問題についての理解を深め、環境保全に対する意識の醸成などが図られるよう、海岸の環境保全などに関する環境教育の推進に努めます。</p> <p>また、SDGs やエシカル消費についての理解を深め、消費者の適切な商品選択や3Rへの協力等、実践行動を促すため、消費者教育の推進に努めます。</p> <p>事業者は、廃プラスチック類の回収・リサイクルや使い捨てプラスチック削減の取組み、清掃美化活動等、海岸漂着物等の発生抑制に配慮した企業活動について、消費者が理解し協力できるよう、適切な情報発信に努めます。</p>	<p>海岸漂着物等は、陸域から河川などを経由して海域に流出しています。また、海洋プラスチックごみについては、マイクロプラスチックとなる前に円滑な処理が必要であることや、生分解性プラスチックであっても廃棄物としての発生抑制や適正な処理が必要であることに留意する必要があります。</p> <p>県や市町村は、海岸漂着物等の発生要因やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみ問題について正しく認識し、県民一人ひとりがこれらの問題についての理解を深め、環境保全に対する意識の醸成などが図られるよう、海岸の環境保全などに関する環境教育の推進に努めます。</p> <p>また、SDGs やエシカル消費、<u>デコ活</u>についての理解を深め、消費者の適切な商品選択や<u>3R活動への主体的な参画につながるよう</u>、消費者教育の推進に努めます。</p> <p>事業者は、廃プラスチック類の回収・リサイクルや使い捨てプラスチック削減の取組み、清掃美化活動等、海岸漂着物等の発生抑制に配慮した企業活動について、消費者が理解し協力できるよう、適切な情報発信に努めます。</p>
<p><b>② 普及啓発の推進</b></p> <p>県や市町村は、海岸漂着物対策に関する施策などについて、各種講習会や出前県庁のほか、インターネットやパンフレットなどによる広報を通じて、広く県民などに情報提供を行い、普及啓発に努めます。</p>	<p><b>② 普及啓発の推進</b></p> <p>県や市町村は、海岸漂着物対策に関する施策などについて、各種講習会や出前県庁のほか、<u>動画等を活用した学習機会の提供や環境整備を進めます</u>。また、全県的な「とやま環境未来チャレンジ（とやま環境チャレンジ10）」の枠組みを活用し、海岸漂着物やマイクロプラスチックに関する課題の理解と行動変容を促す取組みを推進するとともに、富山県国土美化推進県民会議等と連携し、海岸漂着物に関する情報を集中的に発信する期間を設けるなど、普及啓発活動を強化します。</p>
<p>また、河川にごみが多く堆積している地域、農業系ごみが多く堆積している地域、また、草刈りの直前の時期等については、地域や対象、時期を絞って重点的に周知活動を行うなど、より効率的かつ効果的な普及啓発に努めます。</p>	<p>あわせて、幅広い世代や地域に対応したデジタル媒体や体験型展示物などの啓発コンテンツを作成し、「ポイ捨てしたごみや意図せず散乱してしまったごみが河川等を経て海にたどり着く」流れを具体的にイメージできるよう、分かりやすく伝えることで県民の理解を深めます。また、県民や事業者が海洋ごみ問題について自ら発信できるよう、SNS等を活用した参加型の仕組みづくりや交流の場の形成を促進します。</p>
<p><b>③ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用</b></p> <p>県や市町村は、現に環境教育等及び普及啓発に関する活動を行っているNPECや公益財団法人とやま環境財団などの民間団体などとの連携を図り、これらの団体が有する知見やネットワークを活用し、より多くの県民などへの環境教育及び消費者教育並びに普及啓発がなされるよう努めます。</p>	<p><b>③ 環境教育等及び普及啓発における民間団体等の知見等の活用</b></p> <p>県や市町村は、現に環境教育等及び普及啓発に関する活動を行っているNPECや公益財団法人とやま環境財団などの民間団体などとの連携を図り、これらの団体が有する知見やネットワークを活用し、より多くの県民などへの環境教育及び消費者教育並びに普及啓発がなされるよう努めます。</p>
<p><b>④ 環境教育等実施者との連携</b></p> <p>県は、県民や事業者、民間団体等への海岸漂着物の回収・処理等に関する情報提供、助言、普及啓発に当たって、地球温暖化防止活動推進員や、民間団体、学識経験者など、地域に根ざして活動している豊富な知見やネットワークを有する環境教育等の実施者と連携します。</p> <p>また、必要に応じて海岸漂着物対策活動推進員等を活用します。</p>	<p><b>④ 環境教育等実施者との連携</b></p> <p>県は、県民や事業者、民間団体等への海岸漂着物の回収・処理等に関する情報提供、助言、普及啓発に当たって、地球温暖化防止活動推進員や、民間団体、学識経験者など、地域に根ざして活動している豊富な知見やネットワークを有する環境教育等の実施者と連携します。</p> <p>また、必要に応じて海岸漂着物対策活動推進員等を活用します。</p>
<p><b>(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信</b></p> <p><b>① 県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進</b></p> <p>「世界で最も美しい湾クラブ」世界総会の開催や「富山宣言」の採択を機に、さらに魅力的な富山湾を目指し、観光振興・地域活性化と自然環境保全の両立に向けて取り組んでいくため、県、市町村及び民間団体</p>	<p><b>(4) 美しい富山湾を守る取組みの国内外への情報発信</b></p> <p><b>① 県民の海岸保全意識の醸成と活動への参加促進</b></p> <p>「世界で最も美しい湾クラブ」<u>加盟10周年を契機として</u>、さらに魅力的な富山湾を目指し、観光振興・地域活性化と自然環境保全の両立に向けて取り組んでいくため、県、市町村及び民間団体が連携して、<u>県民が</u></p>

が連携して、県民の海岸保全意識の醸成やモラルの向上を図るとともに、清掃活動への参加を促します。

## ② 国内外への情報発信

県は、美しい海岸を守る活動を広くPRするとともに、こうした活動をされていることを県民に知つてもらい、より多くの人々の活動への参加を促すため、活動を行う民間団体やその団体が実施する海岸美化活動について情報を収集し、(公財)とやま環境財団やNPEC等と連携してインターネット等を活用し、国内外に情報発信します。

実際に海を訪れる機会を増やすことで、海岸保全意識の醸成やモラルの向上を図るとともに、清掃活動への参加を促します。

## ② 国内外への情報発信と県内民間団体等との連携

県は、美しい海岸を守る活動を広くPRし、県民の周知と参加拡大を図るため、「とやま海ごみボランティア部」のメンバーをはじめとした、活動を行う民間団体やその団体が実施する海岸美化活動について情報を収集し、(公財)とやま環境財団やNPEC等と連携して、公式ウェブ・特設ページ・SNS・動画等を基軸に国内外に情報発信します。

さらに、富山湾鮭や富山湾岸サイクリングといった富山湾の地域ブランドと海岸保全活動を関連付けて発信することで、「美しい湾そのものが地域の価値である」というメッセージを国内外に強くアピールすることで、県民が富山湾に一層の誇りを持てる海岸づくりを目指します。

## ③ 民間団体等による海岸美化活動の情報発信

「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機として、富山湾を活用した観光振興や海岸清掃に取り組む団体が新たに発足しています。県は、こうした団体と連携し、富山湾の保全や清掃活動等の取組みの情報発信を図ります。

## (5) 国際協力の推進

### ① 地域レベルの連携の促進

県は、関係市町、NPECをはじめとする民間団体などとの連携のもと、環日本海地域の自治体と共同で海岸漂着物等の実態把握のための調査を実施するとともに、情報の共有や情報発信を通じた普及啓発に努めます。

また、本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会」の枠組み等を活かしながら、環日本海地域の自治体との交流を通じ、地域レベルでの海岸漂着物等の問題に関する意識の共有、対策の推進に努めます。

### ② 関係国間の政策対話等への協力

県は、国外からの海岸漂着物等について、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図るため、国が行う関係国への働きかけなどに、漂着状況に関する情報提供などを通じて協力します。

特に、国外から漂着している廃ポリタンクや医療系廃棄物などの危険物について、漂着状況の把握に努め、国への情報提供を行います。

また、県、沿岸市町、海岸管理者等は、国外からの海岸漂着物等の発生抑制に向けた、国が行う関係国への原因究明や対策の実施要請、協議などに、各種会議への参加などを通じて協力します。

### ③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

県は、国が実施する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)などに対する国際協力の推進や、民間団体や学識経験者などによる国際的な活動に協力します。

## ③ 民間団体等による海岸美化活動の情報発信

「世界で最も美しい湾クラブ」への加盟を契機として、富山湾を活用した観光振興や海岸清掃に取り組む団体が新たに発足しています。県は、こうした団体と連携し、富山湾の保全や清掃活動等の取組みの情報発信を図ります。

## (5) 国際協力の推進

### ① 地域レベルの連携の促進

「プラスチック汚染対策に関する国際条約」の策定が予定されているなど、世界的に海洋プラスチックへの問題意識が高まっている中、県は、関係市町、NPECをはじめとする民間団体などとの連携のもと、G20大阪サミットにおいて提唱された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を踏まえ、環日本海地域の自治体と共同で海岸漂着物等の実態把握のための調査を実施するとともに、情報の共有や情報発信を通じた普及啓発に努めます。

また、本県がコーディネート自治体を務める「北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会」の枠組み等を活かしながら、環日本海地域の自治体との交流を通じ、地域レベルでの海岸漂着物等の問題に関する意識の共有、対策の推進に努めます。

### ② 関係国間の政策対話等への協力

県は、国外からの海岸漂着物等について、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図るため、国が行う関係国への働きかけなどに、漂着状況に関する情報提供などを通じて協力します。

特に、国外から漂着している廃ポリタンクや医療系廃棄物などの危険物について、漂着状況の把握に努め、国への情報提供を行います。

また、県、沿岸市町、海岸管理者等は、国外からの海岸漂着物等の発生抑制に向けた、国が行う関係国への原因究明や対策の実施要請、協議などに、各種会議への参加などを通じて協力します。

### ③ 民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

県は、国が実施する北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)などに対する国際協力の推進や、民間団体や学識経験者などによる国際的な活動に協力します。

<p><b>(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保</b></p> <p><b>① 地域住民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進</b> 県や市町村は海岸漂着物問題に関する情報提供などを通じて、上流・下流域の幅広い地域の住民、事業者、民間団体などに対して海岸漂着物対策に係る活動への積極的な参画を促すよう努めます。</p> <p><b>② 県民、事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり</b> 県や市町村は、清掃活動の場の提供や清掃体験ツアなどを企画するなど、県民、事業者がボランティアとして海岸美化活動に自発的に参加しやすい仕組みづくりに努めます</p> <p><b>③ 民間団体等との緊密な連携とその知見等の活用</b> 県や市町村は、海岸漂着物対策に当たって、NPECや(公財)とやま環境財団を始めとする民間団体などとの緊密な連携の確保に努めるとともに、民間団体などの協力を得て、それらの団体が有する豊富な知見や幅広いネットワークを活用するよう努めます。</p> <p><b>④ 民間団体等の活動における安全性の確保</b> 県や市町村は、民間団体などが海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理などに関する知識の普及や助言を行うことなどにより、その活動における安全性の確保に十分配慮するよう努めます。</p>	<p><b>(6) 多様な主体の役割分担と連携の確保</b></p> <p><b>① 地域住民、事業者、民間団体等の積極的な参画の促進</b> 県や市町村は海岸漂着物問題に関する情報提供などを通じて、上流・下流域の幅広い地域の住民、事業者、民間団体などに対して海岸漂着物対策に係る活動への積極的な参画を促すよう努めます。</p> <p><b>② 県民、事業者がボランティアとして自発的に参加しやすい体制づくり</b> 県や市町村は、清掃活動の場の提供や清掃体験ツアなどを企画するなど、県民、事業者がボランティアとして海岸美化活動に自発的に参加しやすい仕組みづくりに努めます</p> <p><b>③ 民間団体等との緊密な連携とその知見等の活用</b> 県や市町村は、海岸漂着物対策に当たって、NPECや(公財)とやま環境財団を始めとする民間団体などとの緊密な連携の確保に努めるとともに、民間団体などの協力を得て、それらの団体が有する豊富な知見や幅広いネットワークを活用するよう努めます。</p> <p><b>④ 民間団体等の活動における安全性の確保</b> 県や市町村は、民間団体などが海岸漂着物等の回収を的確かつ安全に実施するために必要な情報の提供、危険物管理などに関する知識の普及や助言を行うことなどにより、その活動における安全性の確保に十分配慮するよう努めます。</p>
<p>これらの海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容を、表3－1に示します。</p> <p><b>表3－1 海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容</b></p>	<p>これらの海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容を、表3－1に示します。</p> <p><b>表3－1 海岸漂着物対策の基本的方向性及びその内容</b></p>

#### 第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

##### 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

###### (1) 重点区域設定の考え方

海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域として、以下のいずれかに該当する区域を重点区域として設定します。

A : 海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮し、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸

B : 良好的な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸

C : 周辺の区域などから現に大量の海岸漂着物等が漂着している海岸、又は今後災害などにより周辺の区域などから大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれる海岸

また、重点区域は、富山県海岸保全基本計画と整合を図るほか、その一体性に配慮しつつ、必要かつ合理的なものとするように設定します。

###### (2) 重点区域の設定

重点区域は、表4－1及び図4－1のとおりとします。

#### 第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

##### 1. 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

###### (1) 重点区域設定の考え方

海岸漂着物等が海岸に集積することにより海岸における良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じ、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域として、以下のいずれかに該当する区域を重点区域として設定します。

A : 海岸の利用状況や地域の経済活動を考慮し、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸

B : 良好的な景観や生態系など、海岸の優れた自然環境を保全するため、海岸漂着物等の処理等を重点的に行うことが必要な海岸

C : 周辺の区域などから現に大量の海岸漂着物等が漂着している海岸、又は今後災害などにより周辺の区域などから大量の海岸漂着物等の漂着が見込まれる海岸

また、重点区域は、富山県海岸保全基本計画と整合を図るほか、その一体性に配慮しつつ、必要かつ合理的なものとするように設定します。

###### (2) 重点区域の設定

重点区域は、表4－1及び図4－1のとおりとします。

表4-1 重点区域の一覧
図4-1 重点区域位置

<b>2. 重点区域における海岸漂着物対策</b>
<b>(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項</b>
県内においては、これまで、海岸管理者等が沿岸市町、地域住民、民間団体などの協力を得ながら、連携して海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。（1）において同じ。）の回収・処理を実施してきました。このような実態を踏まえ、海岸漂着物等の回収・処理については、国の支援制度を活用しながら、次のとおり実施することとします。
①流木などの人力では回収が困難な重さのもの、②災害などにより大量に流れ着いたもの、③直立護岸、消波ブロック、天然の崖など、陸上からのアクセスが困難、あるいは足場が悪いなど危険な場所での作業を伴うもの、④医療器具や有害液体が入った廃ポリタンクなどの危険なものなどについては、海岸管理者等が主体となって迅速な回収に努めます。
また、人力で回収できる海岸漂着物等については、より美しい海岸環境を目指して、市町の協力や地域住民、民間団体などのボランティアによって行われる清掃活動により、回収を進めます。（表4-2参照）
<b>表4-2 海岸漂着物等の回収・処理における役割分担</b>

表4-1 重点区域の一覧
図4-1 重点区域位置

<b>2. 重点区域における海岸漂着物対策</b>
<b>(1) 海岸漂着物等の処理に関する事項</b>
県内においては、これまで、海岸管理者等が沿岸市町、地域住民、民間団体などの協力を得ながら、連携して海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く。（1）において同じ。）の回収・処理を実施してきました。このような実態を踏まえ、海岸漂着物等の回収・処理については、国の支援制度を活用しながら、次のとおり実施することとします。
①流木などの人力では回収が困難な重さのもの、②災害などにより大量に流れ着いたもの、③直立護岸、消波ブロック、天然の崖など、陸上からのアクセスが困難、あるいは足場が悪いなど危険な場所での作業を伴うもの、④医療器具や有害液体が入った廃ポリタンクなどの危険なものなどについては、海岸管理者等が主体となって迅速な回収に努めます。
また、人力で回収できる海岸漂着物等については、より美しい海岸環境を目指して、市町の協力や地域住民、民間団体などのボランティアによって行われる清掃活動により、回収を進めます。（表4-2参照）
<b>表4-2 海岸漂着物等の回収・処理における役割分担</b>

回収された海岸漂着物等については、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行います。なお、海岸管理者等が回収した廃棄物について、市町が海岸管理者等から協力依頼を受けた場合には、廃棄物処理施設の処理能力の範囲内で処分に協力するものとします。
漂着物の大量漂着時等における住民等からの相談については、海岸管理者等に情報を集約し、必要に応じ、沿岸市町や関係団体等の協力を得ながら対応します。
また、回収・処理の実施の時期などについては、海岸漂着物等の状況、利活用の状況、地域の体制などを踏まえ、海岸管理者等、市町などの関係機関が協議して、適宜、適切に設定するものとします。
海岸漂着物等の処理における役割分担と相互協力の概念図は図4-2のとおりとなります。
<b>図4-2 海岸漂着物等の処理における役割分担と相互協力の概念図</b>

<b>(2) 漂流ごみ等の処理に関する事項</b>
沿岸海域において、漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼすこと、漁業および観光業などの経済活動に支障を及ぼすことを防ぐため、日常的に海域を利用する漁業者等及び漁業関係団体と、漁港管理者等、市町が連携して、国の支援制度を活用しながら、次のとおり実施することとします。
漁業者が操業時に回収した漂流ごみ等については、陸揚げされた漁港等の漁港管理者等から協力依頼を受けた市町が、そのごみ処理施設等の処理能力の範囲内で収集・運搬及び処分するものとし、当該処理施設で処分できないものは、漁港管理者等が廃棄物処理法に基づき適正に収集・運搬及び処分を行います。（表4-3参照）
<b>表4-3 漂流ごみ等の回収・処理における役割分担</b>

<p>(3) 海岸漂着物等の発生抑制、環境教育等及び普及啓発に関する事項</p> <p>県や市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するための定期的な調査を行うほか、海岸漂着物等の発生抑制を図るために3Rの推進など必要な施策を実施します。また、県や市町村への財政的支援が恒久的かつ十分に得られるよう国に働きかけるほか、国が行う、国際社会への情報発信、国際協力の推進、外交上の適切な対応に連携・協力します。</p> <p>県や市町村は、ごみの減量化を推進するとともに、発生抑制に関する環境教育や消費者教育、普及啓発を実施します。また、海岸漂着物対策に係る活動への県民、事業者、民間団体などの積極的な参画を呼びかけ、連携を促進します。県民、事業者、民間団体などは、エシカル消費等、3Rなどにつながるエコライフを実践し、廃棄物の適正処理を行うとともに海岸美化活動や環境教育、普及啓発に関する活動へ参画し、県や市町村の取組みに協力するよう努めます。</p> <p>これらの海岸漂着物等の効果的な発生抑制、環境教育等及び普及啓発における役割分担と相互協力の概念図は、図4-3のとおりとなります。</p> <p>図4-3 効果的な発生抑制に係る役割分担及び相互協力の概念図</p> <p>また、県、市町村、その他の関係者が、適宜取り組む、海岸漂着物等の発生抑制対策の内容を表4-4に、環境教育及び普及啓発の内容を表4-5に示します。</p> <p>表4-4 海岸漂着物等の発生抑制対策の内容</p> <p>表4-5 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の内容</p>	<p>(3) 海岸漂着物等の発生抑制、環境教育等及び普及啓発に関する事項</p> <p>県や市町村は、海岸漂着物等の発生の状況や原因を把握するための定期的な調査を行うほか、海岸漂着物等の発生抑制を図るために3Rの推進など必要な施策を実施します。また、県や市町村への財政的支援が恒久的かつ十分に得られるよう国に働きかけるほか、国が行う、国際社会への情報発信、国際協力の推進、外交上の適切な対応に連携・協力します。</p> <p>県や市町村は、ごみの減量化を推進するとともに、発生抑制に関する環境教育や消費者教育、普及啓発を実施します。また、海岸漂着物対策に係る活動への県民、事業者、民間団体などの積極的な参画を呼びかけ、連携を促進します。県民、事業者、民間団体などは、エシカル消費に基づく適切な商品選択や3Rの実践など主体的な取組みを推進し、廃棄物の適正処理を行うとともに海岸美化活動や環境教育、普及啓発に関する活動へ参画し、県や市町村の取組みに協力するよう努めます。</p> <p>これらの海岸漂着物等の効果的な発生抑制、環境教育等及び普及啓発における役割分担と相互協力の概念図は、図4-3のとおりとなります。</p> <p>図4-3 効果的な発生抑制に係る役割分担及び相互協力の概念図</p> <p>また、県、市町村、その他の関係者が、適宜取り組む、海岸漂着物等の発生抑制対策の内容を表4-4に、環境教育及び普及啓発の内容を表4-5に示します。</p> <p>表4-4 海岸漂着物等の発生抑制対策の内容</p> <p>表4-5 環境教育及び消費者教育並びに普及啓発の内容</p>
<p><b>第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 海岸漂着物等の状況の把握</b> 県は、地域住民や関係地方自治体、国などと連携しながら、県内の海岸漂着物等の状況や流域のごみの散乱状況を把握します。また、その結果については、適宜取りまとめ、広く情報提供するよう努めます。</li> <li><b>2. 災害などの緊急時における対応</b> 災害などにより大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着が見られる場合は、関係者が緊密に連携し、被害拡大の防止など適切かつ迅速な対応に努めます。また、災害などにより大量に発生した海岸漂着物等については、国の補助制度を活用し、海岸管理者等が主体となって、必要に応じ、国、沿岸市町、関係団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかに回収・処理するよう努めます。</li> <li><b>3. 感染症への感染防止対策</b> 海岸漂着物対策の実施者は、各種の感染症の流行状況に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策等、必要な対策を適切に講じることとします。</li> <li><b>4. 地域住民、関係団体などの参画と情報提供</b> 県は、学識経験者、関係行政機関、全市町村、関係する事業者や住民などの団体で構成する「富山県海岸漂着物対策推進協議会」や、河川の上流・下流の幅広い地域の住民、団体、事業者及び行政が連携協力して海岸漂着物対策を推進するためにモデル的に設置した「小矢部川流域部会」において、地域計画の実施状況や海岸</li> </ol>	<p><b>第5章 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><b>1. 海岸漂着物等の状況の把握</b> 県は、地域住民や関係地方自治体、国などと連携しながら、県内の海岸漂着物等の状況や流域のごみの散乱状況を把握します。また、その結果については、適宜取りまとめ、広く情報提供するよう努めます。</li> <li><b>2. 災害などの緊急時における対応</b> 災害などにより大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着が見られる場合は、関係者が緊密に連携し、被害拡大の防止など適切かつ迅速な対応に努めます。また、災害などにより大量に発生した海岸漂着物等については、国の補助制度を活用し、海岸管理者等が主体となって、必要に応じ、国、沿岸市町、関係団体等の協力を得ながら、可能な限り速やかに回収・処理するよう努めます。</li> <li><b>3. リスクマネジメントの強化</b> 海岸漂着物対策の実施者は、活動実施時の広範なリスクを想定した安全管理体制の構築に努め、必要な対策を適切に講じることとします。（各種の感染症の流行状況に応じて、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策や熱中症対策等）</li> <li><b>4. 地域住民、関係団体などの参画と情報提供</b> 県は、学識経験者、関係行政機関、全市町村、関係する事業者や住民などの団体で構成する「富山県海岸漂着物対策推進協議会」や、河川の上流・下流の幅広い地域の住民、団体、事業者及び行政が連携協力して海岸漂着物対策を推進するためにモデル的に設置した「小矢部川流域部会」において、地域計画の実施状況や海岸</li> </ol>

<p>漂着物対策についての意見・情報交換等を行い、各主体の取組みに反映するよう努めます。</p> <p>また、県は、市町村等の協力を得て、清掃活動団体や団体の活動情報を把握するとともに、その結果を取りまとめて、広く情報提供するよう努めます。</p> <p><b>5. 計画の実効性の確保</b></p> <p>県は、計画に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、富山県海岸漂着物対策推進協議会と連携しながら、目標の達成状況の継続的な検証や必要に応じた施策の見直しなどを行います。</p> <p>また、併せて、モデル的に小矢部川流域で実施している「アクションプラン」を必要に応じて見直し、取組みの進捗状況を把握するとともに、効果的な取組みについては、地域住民などの要請に応じて、他地域への横展開を図ります。</p>	<p>漂着物対策についての意見・情報交換等を行い、各主体の取組みに反映するよう努めます。</p> <p>また、県は、市町村等の協力を得て、清掃活動団体や団体の活動情報を把握するとともに、その結果を取りまとめて、広く情報提供するよう努めます。</p> <p><b>5. 計画の実効性の確保</b></p> <p>県は、計画に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、富山県海岸漂着物対策推進協議会と連携しながら、目標の達成状況の継続的な検証や必要に応じた施策の見直しなどを行います。</p> <p>また、併せて、モデル的に小矢部川流域で実施している「アクションプラン」を必要に応じて見直し、取組みの進捗状況を把握するとともに、効果的な取組みについては、地域住民などの要請に応じて、他地域への横展開を図ります。</p>
---	---